

施 行 基 準

目 次

道路築造技術基準	1 8
舗装基準	2 6
用排水関係技術基準	2 7
公園等設置基準	4 3
公園等移管基準	4 4
のり面の保護設置基準	4 5
集会所設置基準	4 6
広報施設等設置基準	4 7
駐車駐輪施設設置基準	4 9
開発行為計画表示板設置基準	5 0
準工業地域表示板設置基準	5 0

道路築造技術基準

道路築造技術基準は次のとおりとする。

1 道路計画幅員は、次表による。

表 1-1

(単位：m)

予定建築物	開発規模	0.1 ha	0.1 ha	1.0 ha	10 ha	20 ha	摘 要	
	区分	未 満	以 上	以 上	以 上	以 上		
住 宅	区画道路	4.0	6.0 (4.0)				主として1戸建住宅及び長屋建住宅の建設を予定するもの	
	補助幹線道路	4.0	6.0 (4.0)	6.0 ~ 9.0				
	幹線道路	/			12.0 (9.0)	12 以上		
共 同 住 宅	区画道路	4.5	6.0 (4.5)	6.0			主として共同住宅の建設を予定するもの	
	補助幹線道路	6.0		9.0 (6.0)		9.0~12.0		
	幹線道路	/			12.0 (9.0)	12 以上		
工 場 店 舗	区画道路	4.5	6.0 (4.5)	6.0			工場及び店舗等の建設を予定するもの	
	補助幹線道路	6.5		/				9.0
	幹線道路	/			9.0 ~ 12.0			12 以上

() 内数値は、小区間で通行上支障ないと市長が認めた場合。

(注) 6 m以下は有効幅員を示す。

2 接続道路は、次表を基準とする。

表 1-2

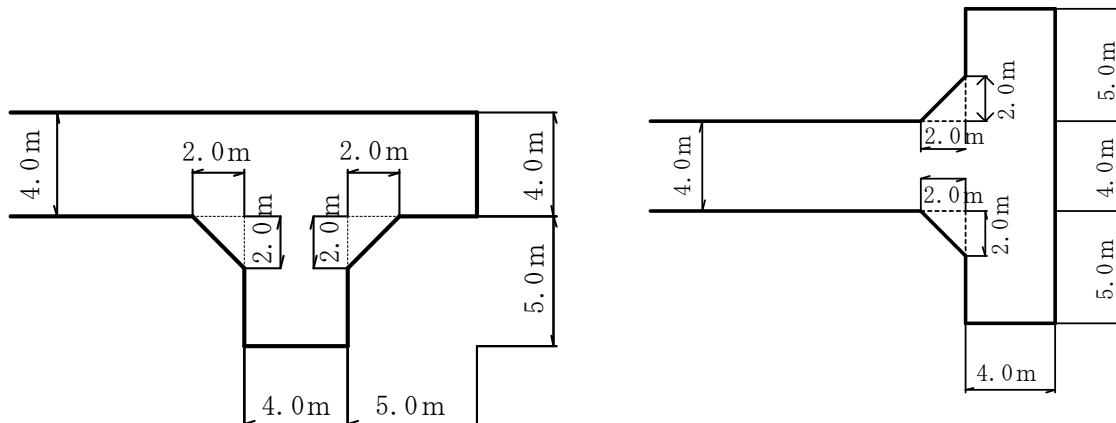
開 発 規 模	接 続 道 路
0.3ha 未満	4.0m以上
0.3ha 以上	6.0m以上
20.0ha 以上	12.0m以上

共同住宅、工場、店舗等については、別途市長と協議すること。

3 袋路状道路

袋路上道路の延長3.5m以上については、かならず回転帯をもうけること。なお、回転帯は次図を標準とする。

図1-1

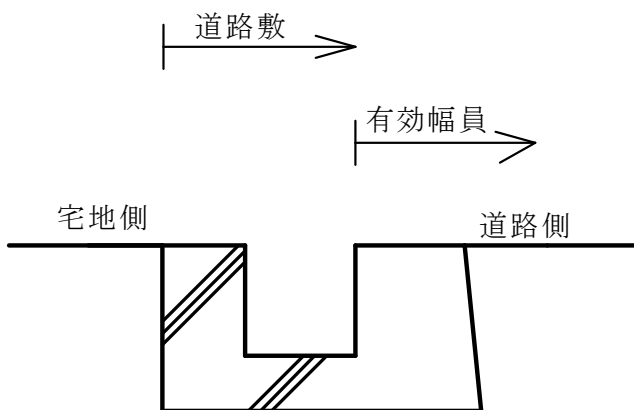


4 道路幅員の限界

道路幅員は次図に示す方法によって図ることとし、最小幅員は有効4mを確保すること。なお、市へ帰属する部分は道路敷までとする。

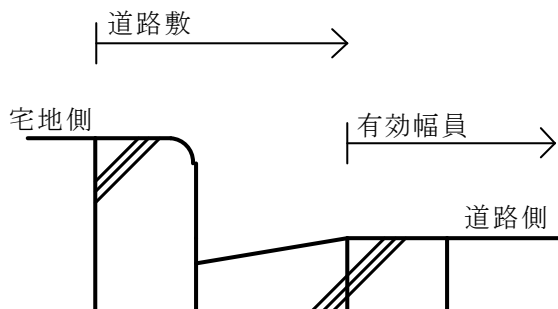
(1) U型側溝の場合

図1-2



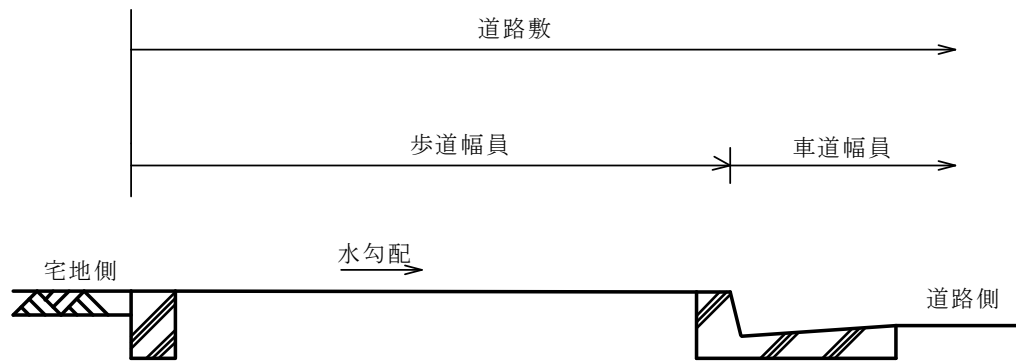
(2) L型側溝の場合

図1-3



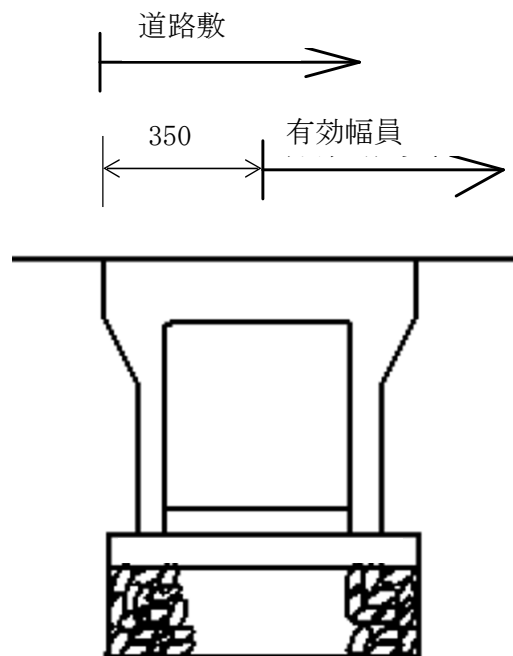
(3) 歩車道を分離する場合

図1-4



(4) 自由勾配側溝の場合

図1-5



※有効幅員 6m未満は T-20、6m以上は T-25 仕様とする。

※有効幅員 6 m以上の道路については、宅地側の境界線から有効幅員とみなすことができる。

(有効幅員=道路敷(道路幅員))

5 道路の歩車道別幅員は、次表のとおりとする。

表 1-3

道路幅員	歩道幅員	車道幅員	備考
9 m	2.0 m	7 m	状況により歩道を片側に設けることができる。
12 m	2.0 m × 2ヶ所	8 m	

なお、14 m以上の道路及び都市計画道路については、別途市長と協議すること。

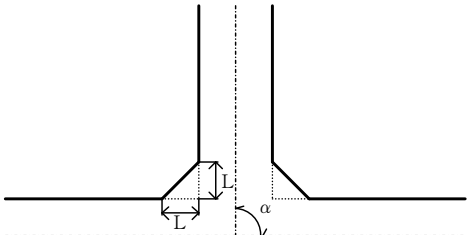
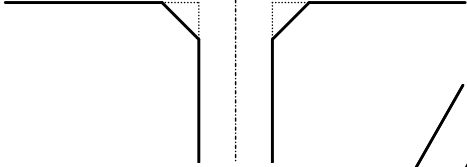
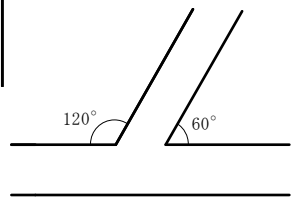
6 道路交差部のすみ切り

道路の平面交差点の交差角は直角に近い角度とし、交差点部に設けるすみ切りは次表に示す値を有効幅員界で計るものとする。

ただし、やむを得ず交差角が直角と著しく相違する場合その他特別の理由ある場合は、個々の交差点ごとに市長と協議すること。

表 1-4

(単位：m)

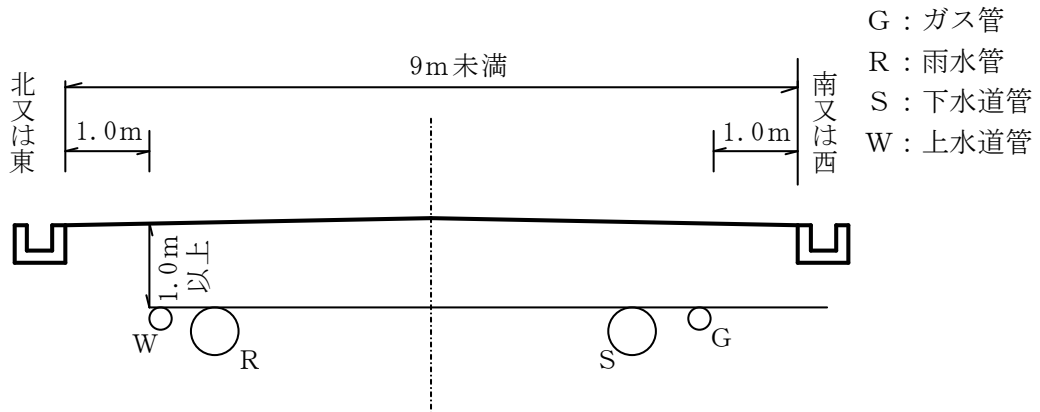
有効幅員	4.0	6.0	9.0	12.0	備考
4.0	3	3	3	3	L = すみ切りの長さ 
	2	2	2	2	
	2	2	2	2	
6.0	3	3	4	5	 上段 75° 未満 中段 75° ~105° 下段 105° ~120°
	2	3	3	4	
	2	2	3	3	
9.0	3	4	5	6	
	2	3	4	5	
	2	3	4	5	
12.0	3	5	6	7	上段 75° 未満 中段 75° ~105° 下段 105° ~120°
	2	4	5	6	
	2	3	5	6	

なお、上表に該当しないときは、市長と別途協議すること。

7 道路内の地下埋設物については、次図を基準とし、詳細は市長と協議のうえ設計施工すること。

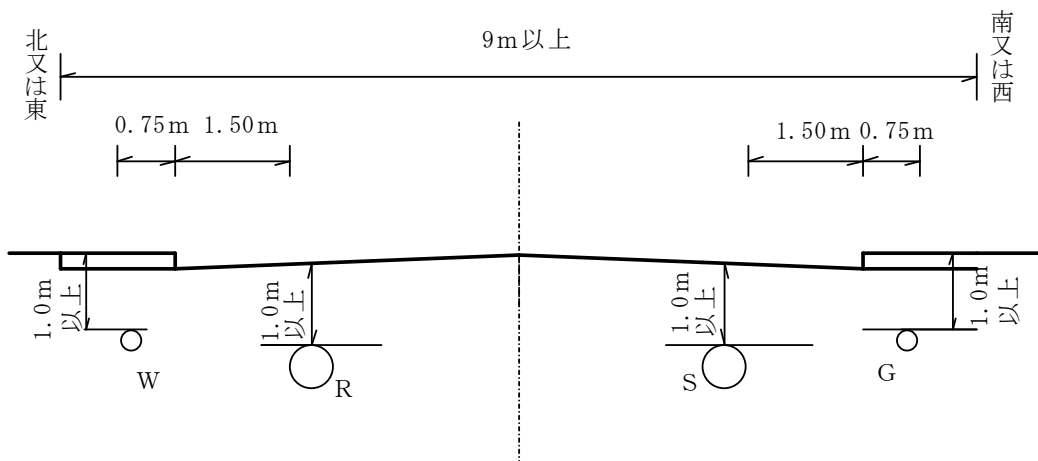
(1) 幅員9m未満の場合

図1-6



(2) 幅員9m以上の場合

図1-7

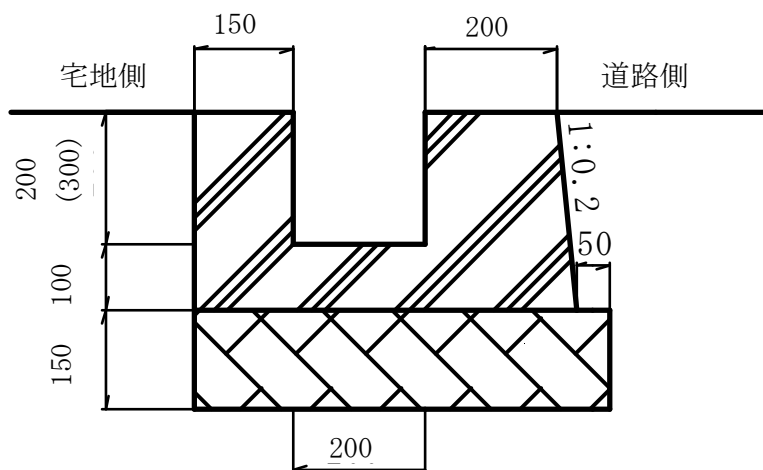


8 側溝の場合

(1) U型側溝 (現場打) 二次製品の使用は認めない。

図1-8

(単位 : mm)

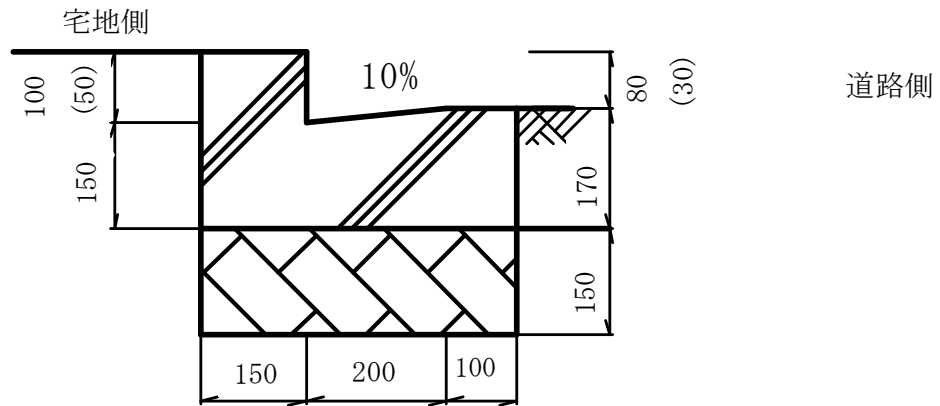


(2) L型側溝 現場打と二次製品があるが、使用に際して市長と協議すること。

現場打

図1-9

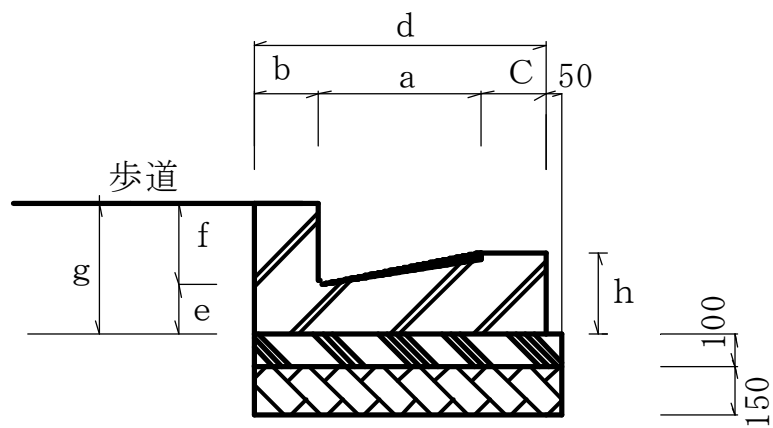
(単位：mm)



二次製品 (JIS A5306)

注) 歩道がある場合に限る。

図1-10



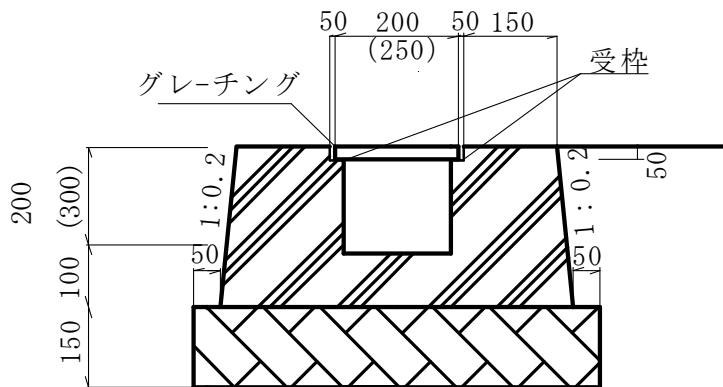
(単位：mm)

呼び名	寸法							
	a	b	c	d	e	f	g	h
300	300	100	100	500	55	100	155	85
350	350	100	100	550	55	100	155	90

(3) 横断側溝 (現場打)

(単位 : mm)

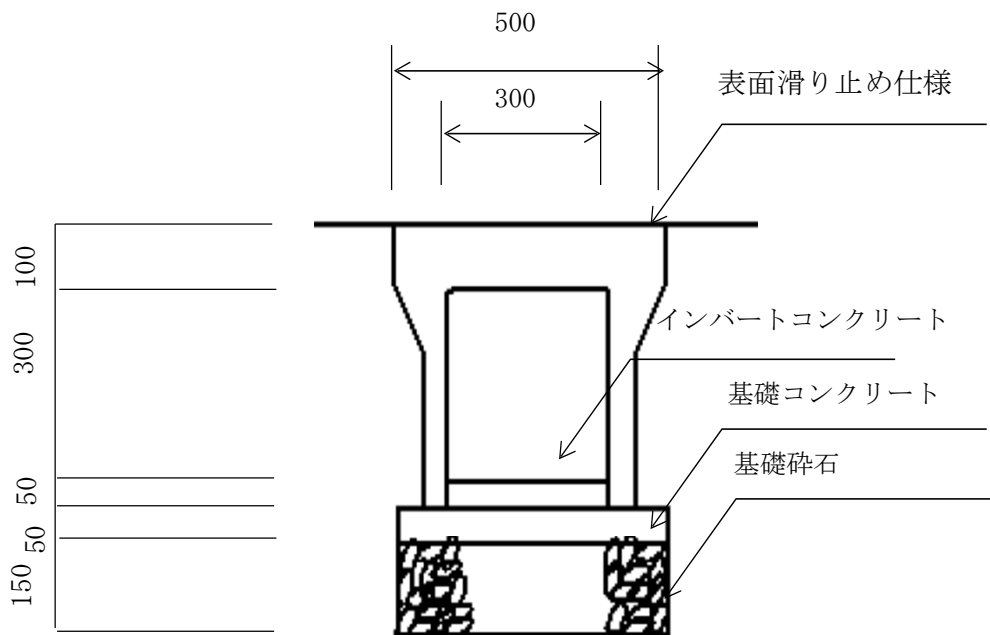
図1-11



(注) グレーチングは騒音防止型T-25滑り止め仕様の細目とする。

(4) 自由勾配側溝

図1-12



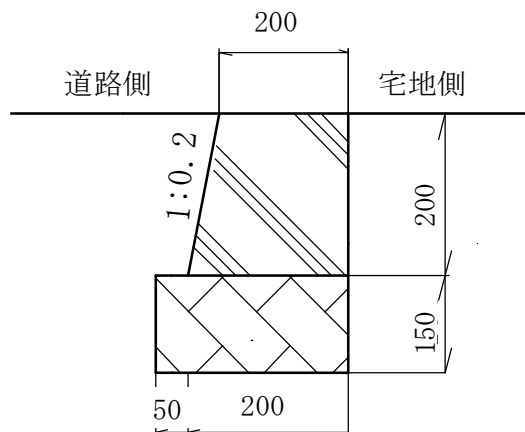
蓋については3箇所に1箇所をグレーチング蓋とすること。また、グレーチング蓋については滑り止め仕様の普通目を使用すること。

道路横断部については、全ての蓋についてグレーチングを使用し、滑り止め仕様の細め、T-25のボルト固定とすること。

9 舗装止の構造

(単位：mm)

図1-13



- 1 0 幹線道路及び補助幹線道路の交差点周辺は、市長が必要と認めるときは、幅員を拡大すること。
- 1 1 道路の縦断勾配は、次の数値を標準とする。

幹線道路及び補助幹線道路	7%以下
区画道路	9%以下

ただし、地形等特別の理由ある場合は、市長と協議すること。
- 1 2 横断勾配は、片勾配を付する場合を除き、次の数値を標準とする。
 1. 5%以上
 2. 0%以下
- 1 3 道路には通行の安全確保のうえで市長が必要と認めるときは、防護柵の設置等の適切な措置を講じること。
- 1 4 道路占用物（電柱・街路灯等）の設置については、道路管理者と協議すること。

舗 装 基 準

舗装基準は次の数値を基準とし、路盤工についてC B R試験を実施し、市長と協議のうえ施工するものとする。

表 2 - 1

(単位：c m)

道路幅員	舗 装 基 準 構 造	備 考
4.0 m未満 (歩道)		A S : 密粒度アスファルトコンクリート B B : 粗粒度アスファルトコンクリート
4.0 m以上 9.0 m未満		C · C r : セメント処理碎石路盤 C r : 粒度調整碎石路盤 C c : クラッシュラン
9.0 m以上 12.0 m未満		P C : プライムコート T C : タックコート
12.0 m以上		

なお、上表に該当しない場合は、別途市長と協議すること。

用排水関係技術基準

1 公共の用に供する排水施設の設計の原則

- (1) 開発区域内の土地の形状、予定建築物の用途、降雨量等から想定される汚水、雨水を有効に排水できること。
- (2) 開発区域外については、上流部の集水区域面積を精査して排水量を算定し、これを有効に排水できること。
- (3) 下水道の設計にあたっては、分流式を原則とすること。

2 計画下水道

- (1) 阪南市公共下水道計画を遵守すること。
- (2) 計画汚水量は、次の各項を考慮して定めなければならない。
 - 1) 計画人口 昼間人口の増加を勘案して計画地区の飽和人口密度に基づいて定める。
 - 2) 計画汚水
 - ① 1人1日平均汚水量 $370 \frac{\text{リットル}}{\text{人}} + 100 \frac{\text{リットル}}{\text{人}} = 470 \frac{\text{リットル}}{\text{人}}$
 - ② 1人1日最大汚水量 $500 \frac{\text{リットル}}{\text{人}} + 100 \frac{\text{リットル}}{\text{人}} = 600 \frac{\text{リットル}}{\text{人}}$
 - ③ 1人1日時間最大汚水量 $750 \frac{\text{リットル}}{\text{人}} + 100 \frac{\text{リットル}}{\text{人}} = 850 \frac{\text{リットル}}{\text{人}}$
 - 3) 地下水量 1人1日最大汚水量の20%として定める。
($500 \frac{\text{リットル}}{\text{人}} \times 0.2 = 100 \frac{\text{リットル}}{\text{人}}$)
 - 4) 工場廃水量 井河水等を使用し、かつ、多量の廃水を排出する工場については、個々の廃水量を調査し、将来をも見込んで定める。
 - 5) 計画1日最大汚水量 1人1日最大汚水量に計画人口を乗じ、必要に応じて地下水量と工場廃水その他を加算したものとする。
- (3) 最大計画雨水量は、次の各項を考慮して定めなければならない。
 - 1) 雨水流出量の算定方式は、合理式を用いて算定するものとする。

Q : 計画雨水量 (m^3/sec)

C : 流出係数 (0.60)

I : 降雨強度 (mm/hr)

A : 排水面積 (ha)

$$Q = 1 / 360 \cdot C \cdot I \cdot A$$

$$I = 374 / t^{0.47}$$

(10年確立降雨強度)

$$t = t_1 + t_2 : \text{流達時間 (分)}$$

t_1 : 流入時間 (7分)

t_2 : 流下時間 (分)

3 管渠施設基準

(1) 管渠断面の定め方

- 1) 計画地下水量は、次の各項を考慮して定めなければならない。
 - ①(社)日本下水道協会施設計画・設計指針と解説を遵守すること。
 - ②汚水管渠にあつては、計画時間最大汚水量とする。
 - ③雨水管渠にあつては、計画雨水量とする。

④計画下水量に対して施設に余裕を見込まなければならない。

管渠の余裕率

汚水（計画時間最大汚水量に対し）

◎ 200mm ～ ◎ 600mm 約 100%

◎ 700mm ～ ◎1500mm 約 50～100%

◎1650mm ～ ◎3000mm 約 25～50%

雨水 余裕は見込まないことを原則とする。

2) 管渠断面の形は、円形、正方形、長方形又は馬てい形としなければならない。

3) 下水管渠の断面算定はマンシングの公式を用いる。

$$Q = A \cdot V$$

Q : 流量 (m³/sec) A : 断面積 (m²)

V : 流速 (m/sec)

$$V = 1 / n \cdot R^{2/3} \cdot I^{1/2}$$

n : 粗度係数 コンクリート管 0.013

硬質塩化ビニル管 0.010

I : 勾配

R : 径深 (m)

$$R = WA / WP$$

WA : 流水断面積 (m²)

WP : 潤辺長 (m)

4) 流速は下流に行くに従い漸増させ、勾配は下流に行くに従い小さくなるようにし、次の各項を考慮して定めなければならない。

①汚水管渠にあつては、計画下水量に対し流速を最小0.6 m/sec から最大3.0 m/sec までとする。

②雨水管渠にあつては、計画下水量に対し流速を最小0.8 m/sec から最大3.0 m/sec までとする。

5) 最小管径は、汚水管渠200 mm、雨水管渠250 mmとしなければならない。ただし、取付管においては、150 mmとする。

(2) 管渠の種類

本管については、ヒューム管、硬質塩化ビニル管を用いなければならない。

下水道工事に使用する材料は、すべてJIS規格品、JSWAS規格品を使用すること。その他特殊管渠を使用する場合には、市長と協議しなければならない。

(3) 埋設深さ及び位置

1) 管渠を公道に敷設する場合は、その埋設位置及び深さは、道路管理者と協議しなければならない。

2) 管渠の最小土被りは、原則として1.0 m以上としなければならない。

(4) 基礎工

管渠には、管種及び地質に応じて砂、碎石又は栗石基礎を施さなければならない。

特に地質軟弱な場合は、はしご胴木又は、くい打ちを施し、必要に応じてコンクリート又は鉄筋コンクリートの基礎を設けなければならない。(表4-3)

(5) マンホール

マンホールは、次の各項の標準によらなければならない。

1) 配置

- ①マンホールは、管渠の方向、勾配又は管径の変化する箇所及び管渠の合流接続する箇所に必要数設ける。
- ②マンホールは管渠の直線部においても、管径により次の表4-1の範囲内の間隔をもって設ける。
- ③下水管を段階接合をもって接合する場合には、段差が生じる箇所は必ずマンホールを設け、雨水管以外の下水管の接合で段差が60cm以上の場合には、副管付マンホールとする。

2) 種類及び構造

- ①前項によるマンホールの種類及び構造は、表4-4、表4-5及び図4-2～図4-5の基準による。
- ②人孔蓋は、ダクタイト製（図4-1）とし、構造については、市長の指示によるものとする。なお、公共下水道供用区域外については、すべて「うすい」表示の蓋とする。
- ③本管との接続部には、可とう継手を使用すること。

(6) その他の附属施設

1) ますの位置及び配置

- ①道路側溝ます 歩車道の区分のある場合は、その境界とし、歩車道の区分のない場合は、道路と民有地との境界付近に設ける。なお、路面排水の雨水ますの間隔はU型側溝の場合は30m以内、L型側溝の場合は20m以内とする。
- ②雨水ます 原則として、角形とし1戸に1個宅地側に設けること。
(宅内ます)
- ③汚水ます 原則として官民境界から民地側1.5m以内で、1戸に1個設けること。
(宅内ます)

2) 道路側溝ますの構造

- ①形状及び構造 角形のコンクリート又は鉄筋コンクリート造りとして、図4-7の基準による。
- ②底部 深さ15cm以上のどろだめを設ける。

3) 雨水ますの構造

- ①形状及び構造 角形のコンクリート又は鉄筋コンクリート造りとして、図4-8の基準による。
- ②底部 深さ15cm以上のどろだめを設ける。

4) 汚水ますの構造

- ①形状及び構造 インバート部、立上がり部材及びふた及び内ふたの材料は、円形の塩化ビニル重合体（良質な安定剤）を主体とし、表4-6及び図4-8、図4-9の基準による。
- ②大きさ 内径又は内径を20cm以上とする。
- ③ふた 硬質塩化ビニル製ふた、あるいは鋳鉄製防護ふた及び内ふたとする。
- ④底部 インバートをつける。

5) 取付管

- ①材質は、原則として、硬質塩化ビニル管を使用すること。
- ②取付管は、本管に対して直角かつ直線的に布設し、本管の取付部は、本管に対し60度～90度とすること。また、本管の中心より上方に取付けること。
- ③管径は、150mm以上とすること。
- ④本管との取付部には、可とう支管を使用すること。

マンホールの管径別最大間隔

表4-1 (その他排水管)

管渠(mm)	200 以上	250 以上	300 以上	500 以上	700 以上	1,000 以上	1,500 以上
最大間隔 (m)	24	30	36	60	84	100	別途協議

表4-2 (公共下水道管汚水・雨水)

管渠(mm)	600 以下	1,000 以下	1,500 以下	1,500 超
最大間隔 (m)	75	100	150	200

排水管土被り保護及び基礎の基準

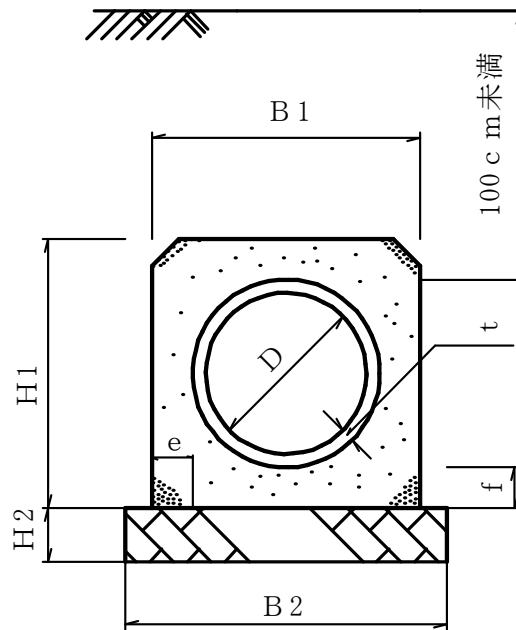
表 4-3

注) 使用管種は遠心力鉄筋コンクリート管外圧管第一種とすること。

A 排水管の土被りに対する基礎工区分図

排水管保護工 360° (状況に応じて補強筋を入れること。)

設計基準強度 基礎コンクリート $\sigma_{ck} = 160 \text{ kg/cm}^2$

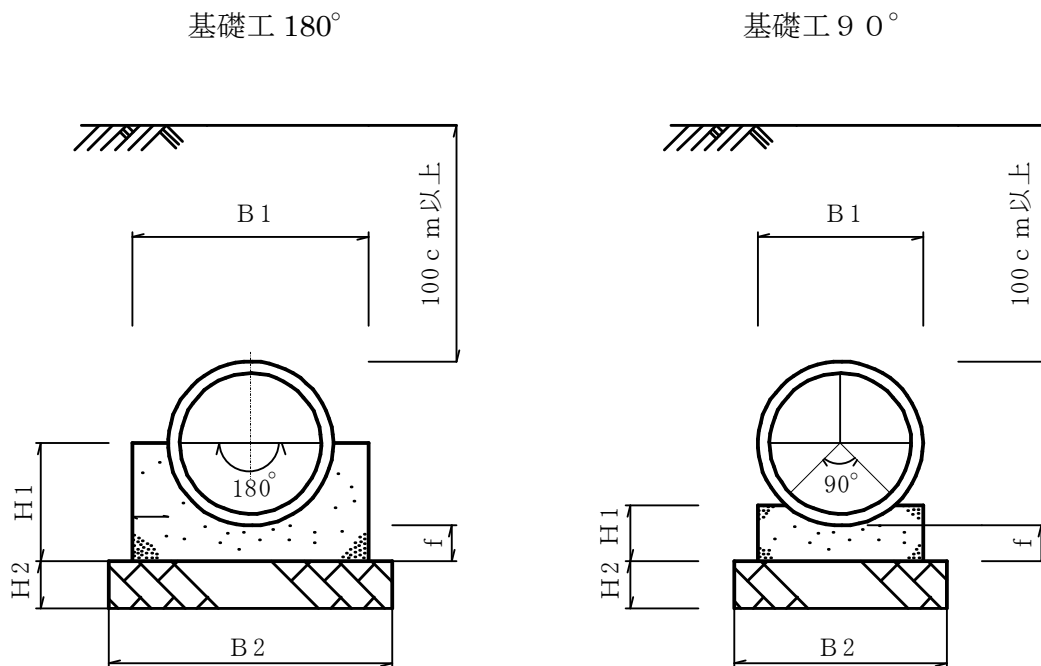


(単位 : mm)

管径	D	t	f	e	B1	B2	H1	H2
250	250	28	102	102	510	710	510	150
300	300	30	100	102	560	760	560	150
350	350	32	98	98	610	810	610	150
400	400	35	150	150	770	970	770	150
450	450	38	152	152	830	1,030	830	150
500	500	42	148	148	880	1,080	880	150
600	600	50	150	150	1,000	1,200	1,000	200
700	700	58	202	202	1,220	1,420	1,220	200
800	800	66	199	199	1,330	1,530	1,330	200
900	900	75	200	200	1,450	1,650	1,450	200
1,000	1,000	82	198	198	1,560	1,760	1,560	200

(H₂ の基礎栗石は土質に応じ増減し、必要ある場合は杭基礎とする。)

B 排水管の土被りに対する基礎工区分図



(単位 : mm)

管径	D	H2	f	180°			90°		
				B1	B2	H2	B1	B2	H1
250	250	150	100				350	550	150
300	300	150	100				400	600	160
350	350	150	100				450	650	170
400	400	150	100				500	700	230
450	450	150	100	650	850	410			
500	500	150	150	750	950	440			
600	600	200	150	900	1,100	500			
700	700	200	150	1,000	1,200	610			
800	800	200	200	1,200	1,400	670			
900	900	200	200	1,350	1,550	730			
1,000	1,000	200	200	1,450	1,650	780			

(H₂ の基礎栗石は、土質に応じ増減するものとする。)

標準マンホールの形状別用途

表 4-4

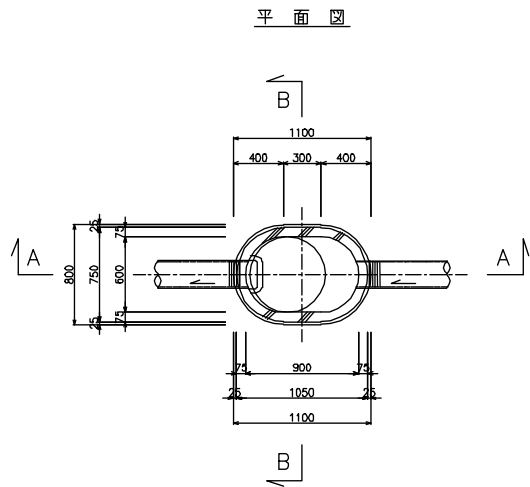
呼 び 方	形 状 寸 法	用 途
楕円形マンホール	内径 60×90cm	管の起点及び 600mm 以下の管の中間点並びに円形 450mm までの管の会合点
1号マンホール	内径 90cm 円形	管の起点及び 600mm 以下の管の中間点並びに円形 450mm までの管の会合点
2号マンホール	内径 120cm 円形	内径 900mm 以下の管の中間点及び内径 600mm 以下の管の会合点
3号マンホール	内径 150cm 円形	内径 1,200mm 以下の管の中間点及び内径 800mm 以下の管の会合点
4号マンホール	内径 180cm 円形	内径 1,500mm 以下の管の中間点及び内径 900mm 以下の管の会合点
5号マンホール	内のり 210×120cm 角形	内径 1,800mm 以下の管の中間点
6号マンホール	内のり 260×120cm 角形	内径 2,200mm 以下の管の中間点
7号マンホール	内のり 300×120cm 角形	内径 2,400mm 以下の管の中間点

特別マンホールの形状別用途

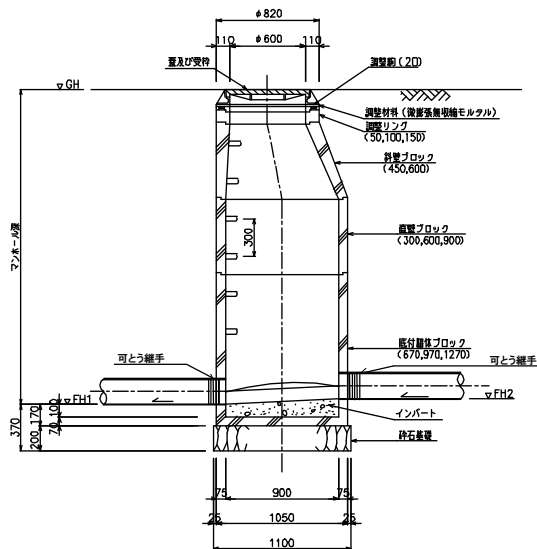
表 4-5

呼 び 方	形 状 寸 法	用 途
特 1 号マンホール	内のり 60×90cm 角形	土被りが特に少ない場合、埋設物等の関係等で 1号マンホールが設置できない場合
特 2 号マンホール	内のり 120×120cm 角形	内径 1,000mm 以下の管の中間点で円形マンホールが設置できない場合
特 3 号マンホール	内のり 140×120cm 角形	内径 1,200mm 以下の管の中間点で円形マンホールが設置できない場合
特 4 号マンホール	内のり 180×120cm 角形	内径 1,500mm 以下の管の中間点で円形マンホールが設置できない場合
現場打ち管渠用 マンホール	内径 90、120cm 円形	長方形渠、馬てい形渠など及びシールド工法等による管渠の中間点。ただし、D は管渠の内幅
	内のり D×120cm 角形	
副管付マンホール		管渠の段差が 0.6 m 以上となる場合

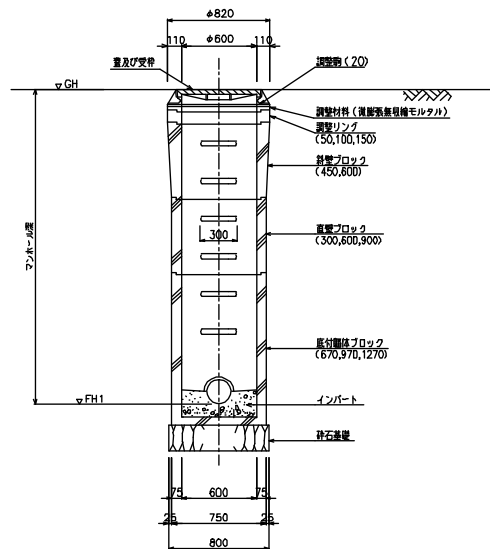
図 4-2
楕円組立マンホール標準図 (内径900×600) S=1/60



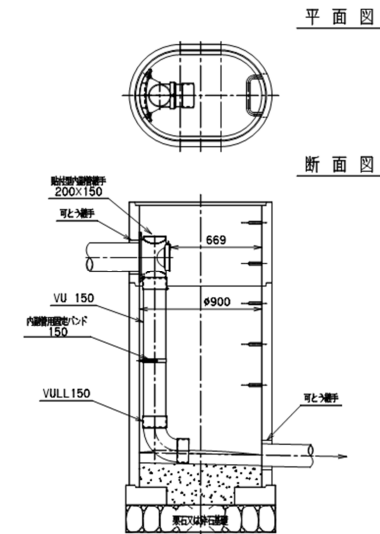
A-A断面図



B-B断面図



副管取付標準図



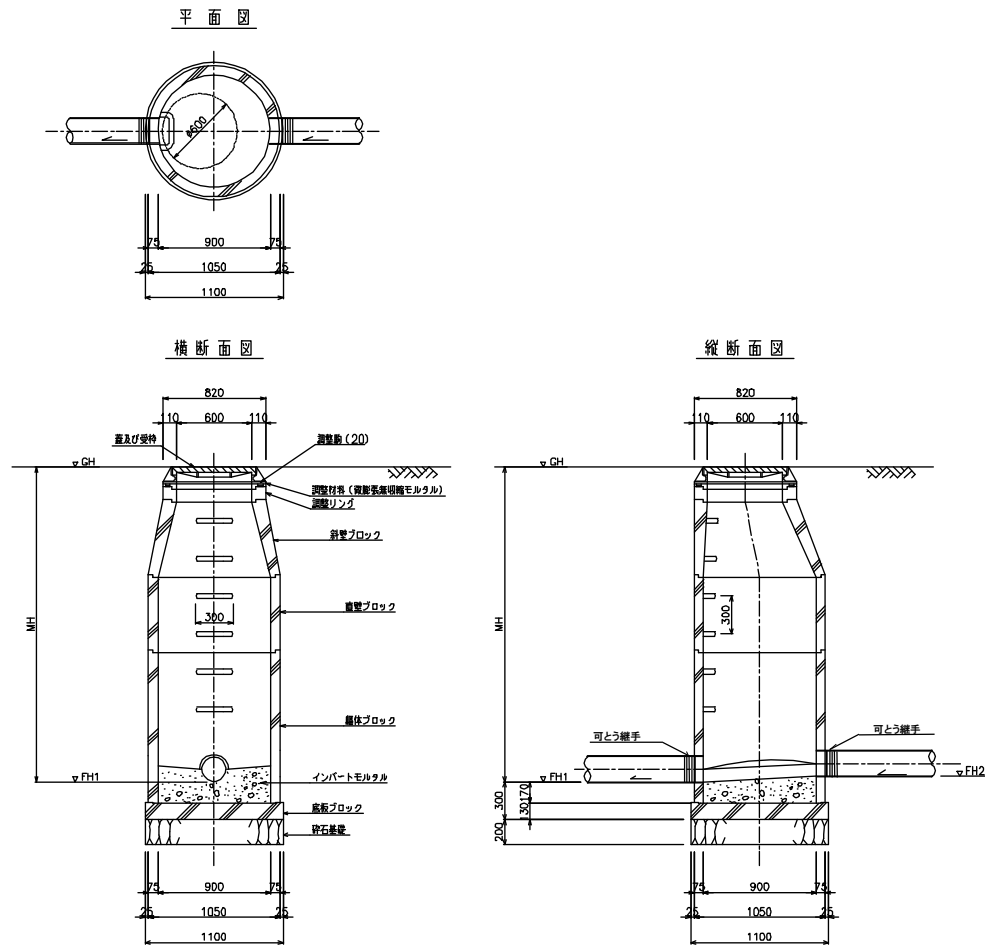
【備考】

内副管を設置する場合は、下記の条件とする。

- ・内副管を設置する場合は、人孔内での清掃作業等を考慮し、足掛金物の対面側に設置すること。使用する内副管は、省スペース型とする。

(省スペース型対応口径：本管径φ200mm以下)

図 4-3
1号組立マンホール標準図 S=1/60



【準考】

内副管を設置する場合は、下記の条件とする。

- ・内副管を設置する場合は、人孔内での清掃作業等を考慮し、足掛金物の対面側に設置すること。使用する内副管は、省スペース型とする。

(省スペース型対応口径：本管径φ200mm以下)

副管取付標準図

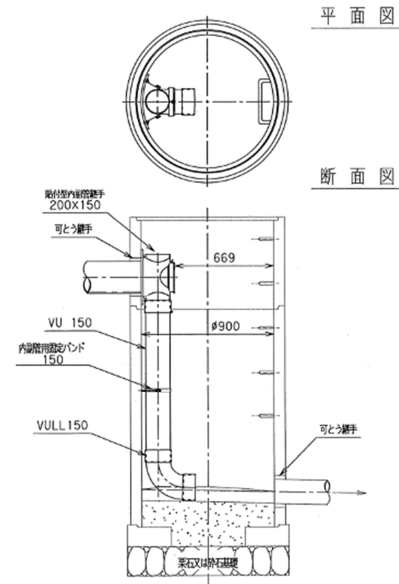


図 4 - 4
 2号組立マンホール標準図 S=1/60
 (2・1T型)

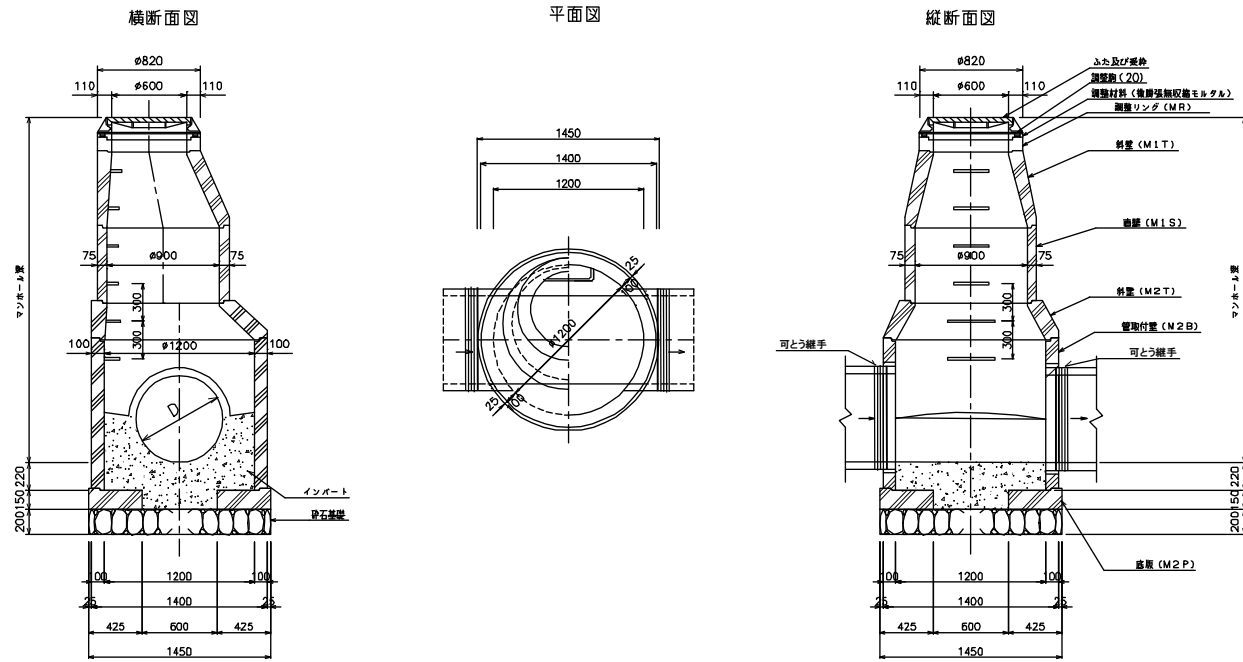
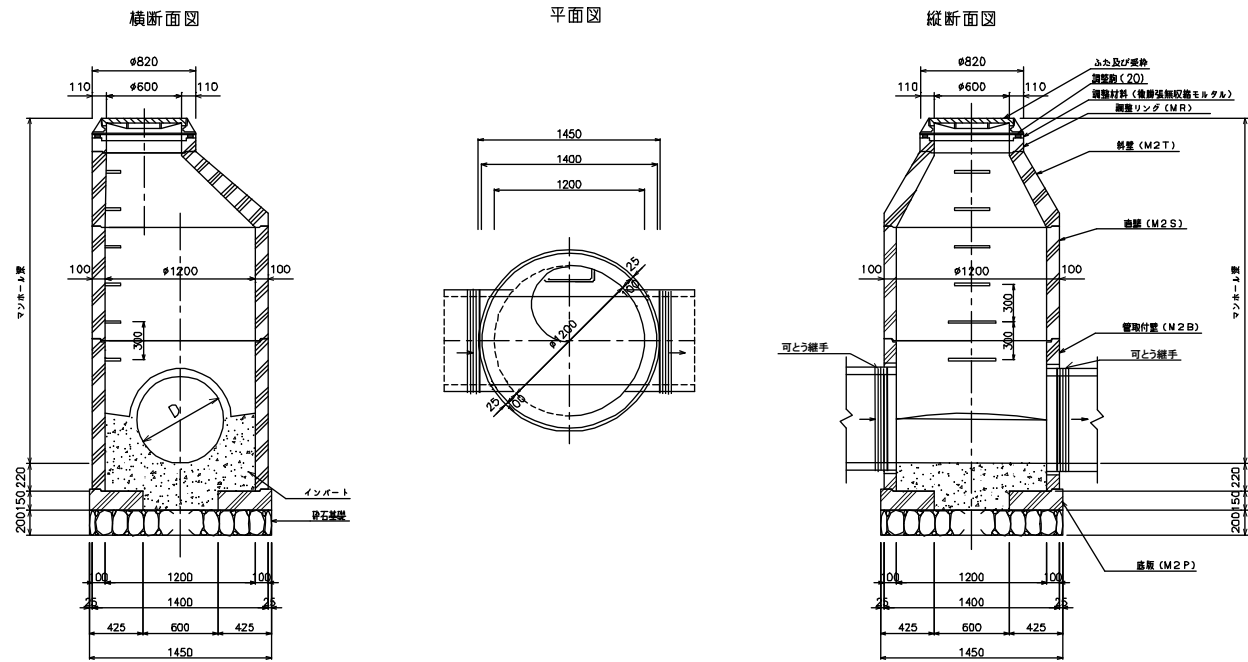


図4-5
 2号組立マンホール標準図 s=1/60
 (2・2T型)



道路側溝ます標準図

図 4 - 6

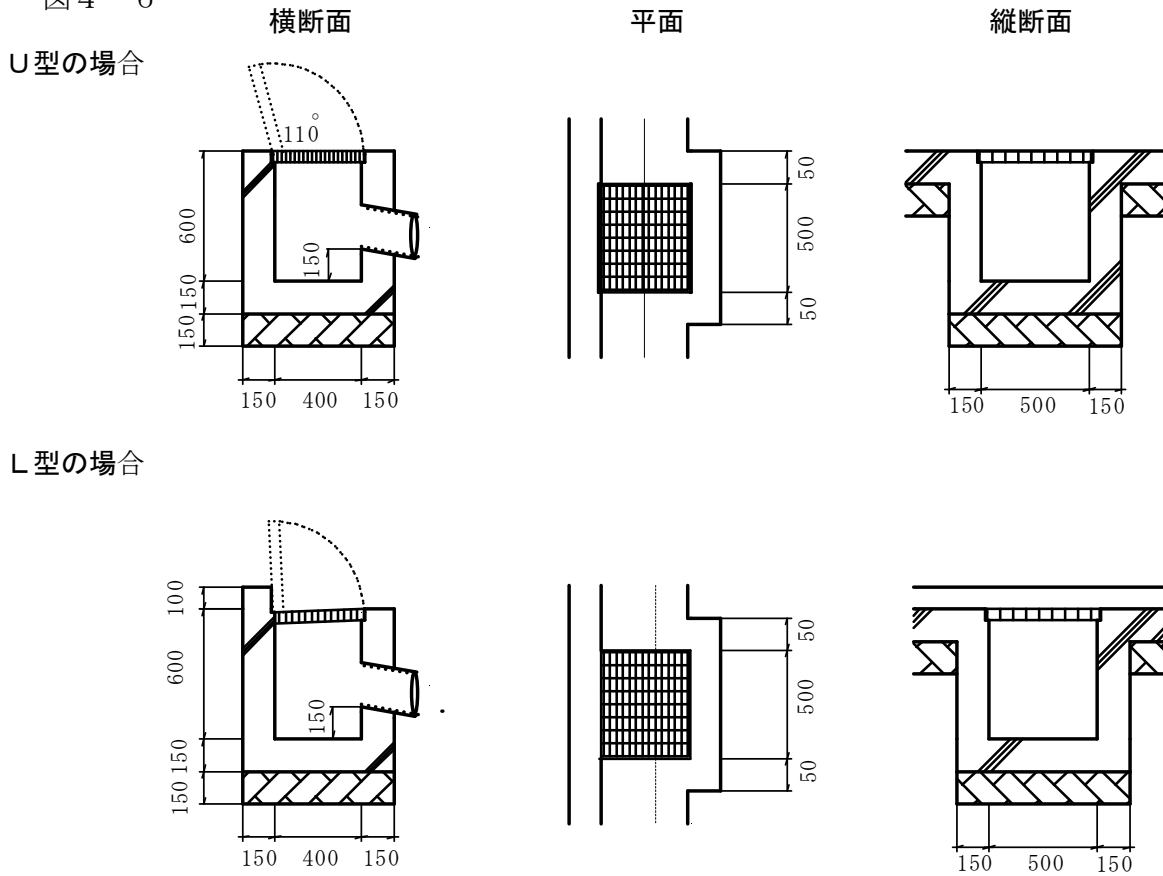
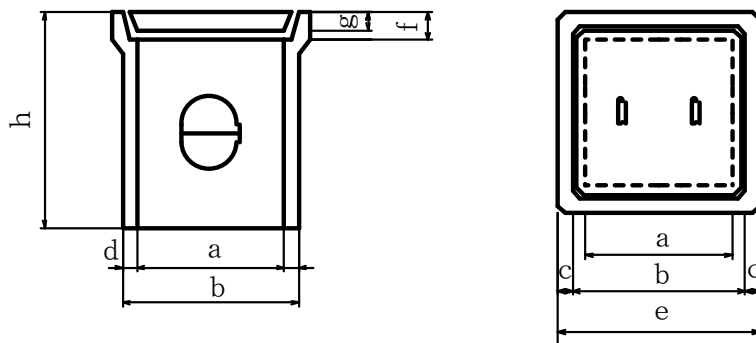


図 4 - 7

雨水ます標準図



呼び名	寸 法 (mm)								
	a	b	c	d	e	f	g	h	i
300	300	365	35	30	425	70	40	410	180
350	350	420	35	35	480	60	40	500	260
400	400	480	40	40	550	75	50	590	310

汚水ます形状別用途表

表 4 - 6

○インバート部

種 類	略号	呼び径	用 途
横型 90 度三方向合流	90WY	200	原則として、 ます深 \leq 0.80m
縦型 90 度三方向合流	DR90WY	200	原則として、 ます深 $>$ 0.80m

○立上がり部材

立上がり部材は、JSWAS K-1 の直管 (VU200) を用いることを標準とする。

○ふた

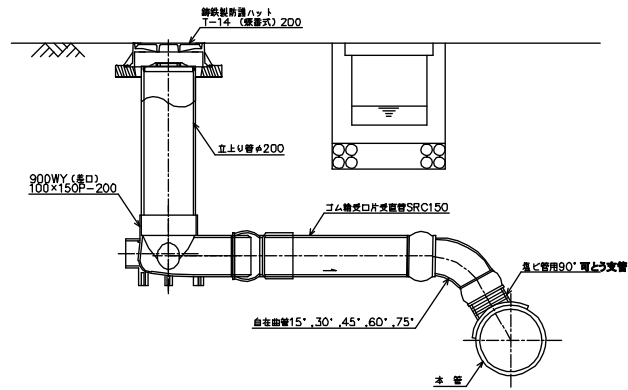
種 類	略号	呼び径	用 途
標準型ふた	AI	200	宅地内で車両等の通行がない。
傾斜地対応型ふた	—	200	宅地内で傾斜がある。
鋳鉄製防護ふた	T-14	200	道路一般
	T-8	200	総重量 6 t を超える車両等の通行がない。(駐車場等)
内ふた	CI-R	200	鋳鉄製防護ふたで防水、防臭のため立上がり管に設置する。

※鋳鉄製防護ふたの場合は、台座を使用すること。

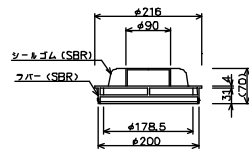
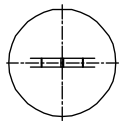
なお、詳細については、阪南市型硬質塩化ビニル製公共汚水ます仕様書を参照すること。

図4-8
塩ビ製公共樹布設標準図(横型) S=1/30

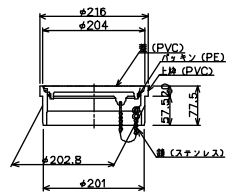
<横型>



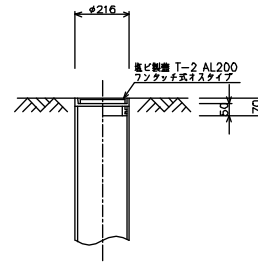
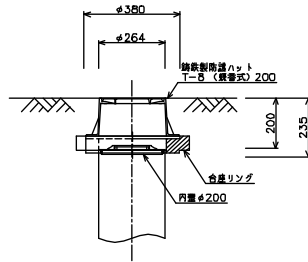
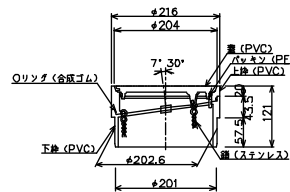
塩ビ製内蓋 S=1/15



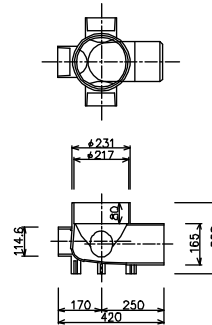
塩ビ製蓋(T-2) S=1/15



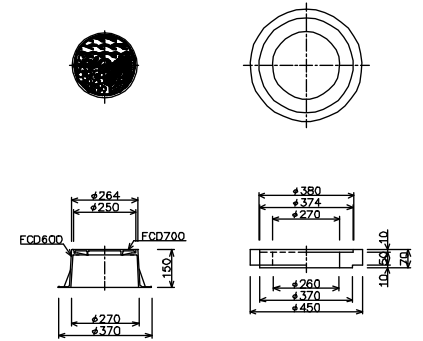
塩ビ製傾斜蓋(T-2) S=1/15



<横型>
90WY (差口)
100×150-200



鑄鉄製防護ハット(T-14)



鑄鉄製防護ハット(T-8)

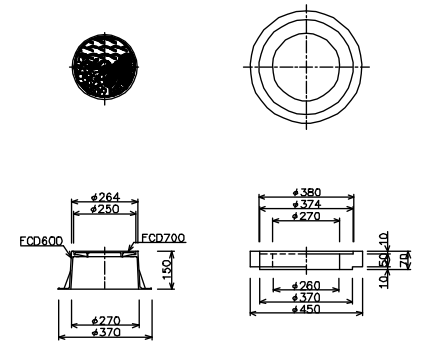
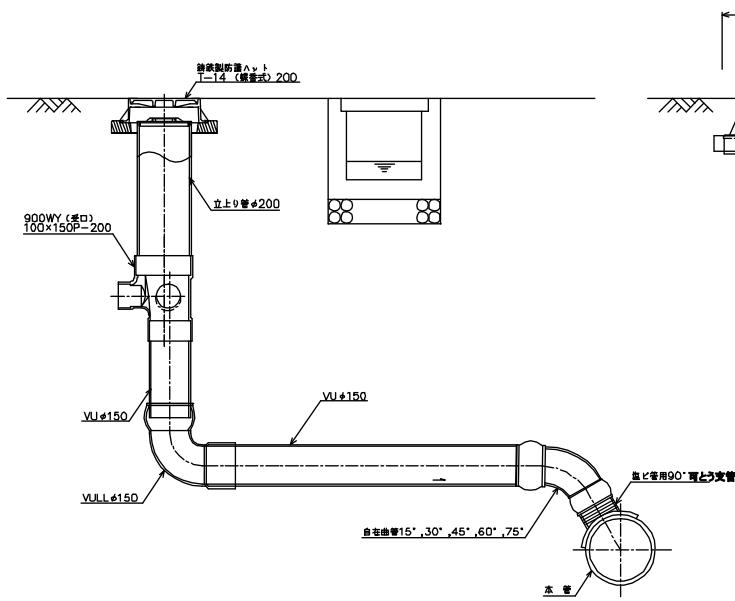


図 4-9
塩ビ製公共樹布設標準図 (縦型) S=1/30

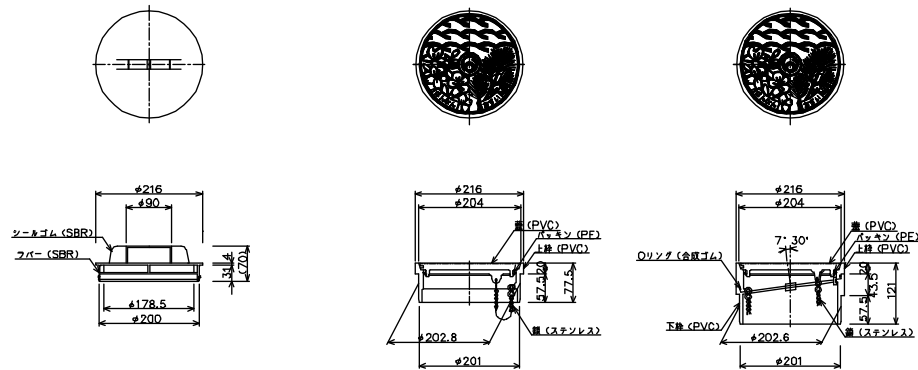
<縦型>



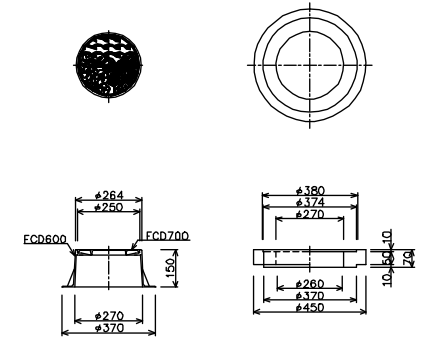
塩ビ製内蓋 S=1/15

塩ビ製蓋 (T-2) S=1/15

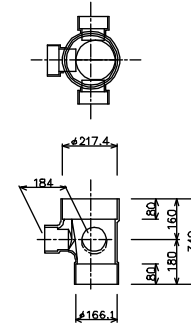
塩ビ製傾斜蓋 (T-2) S=1/15



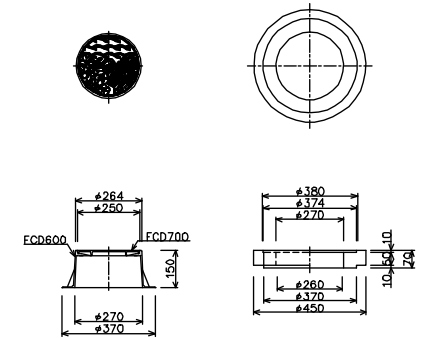
鑄鉄製防護ハット (T-14)



<縦型>
90WY (受口)
100×150-200



鑄鉄製防護ハット (T-8)



公園等設置基準

- 1 開発指導要綱第32条に基づき設置する公園、緑地及び広場
 - (1) 規模及び設置箇所数は、表5-1によること。
 - (2) 住民が安全かつ有効に利用できるよう、また災害時の避難場所としての効用も考慮して、市長が指示する位置に設置すること。
 - (3) 種類に応じて、表5-2に掲げる施設より市長が選定する遊戯施設を設置すること。
 - (4) 形状は、原則として正方形又はそれに近い形状とし、その面積の概ね8割以上を平坦地とすること。
 - (5) 道路（建築基準法第42条第1項に定める道路）に敷地の一辺以上が接すること。
 - (6) 障害者や高齢者等の利用に十分配慮して設置すること。
 - (7) 外柵（高さ1.5m以上のエキスパンドメタルフェンス）を設置すること。
 - (8) 敷地面積が1,000m²以上の場合は、出入り口を2箇所以上設けること。
 - (9) 雨水等の排水施設（側溝、ヒューム管等）を設置すること。
 - (10) 適切な植栽を行うものとし、その具体的な内容については、市長の指示に従うこと。
 - (11) 整備は、市への引き継ぎまでに完了すること。

- 2 大阪府自然環境保全条例に基づき締結する自然環境の保全と回復に関する協定により設置する緑地
 - (1) 原則として、市に無償で譲渡すること。
 - (2) 以下の基準に基づき設置すること。
 - 1) 可能な限り連続して設け、前面部が道路（建築基準法第42条第1項に定める道路）に接するように、また原則として住宅地には直接接することがないように配慮すること。
 - 2) 必要に応じて管理用通路を設けること。
 - 3) 機能増進に資する場合を除き、擁壁などの工作物等は含まないこと。
 - 4) 適切な植栽（既存緑地においては、不良樹木の撤去や植樹等）を行うものとしその具体的な内容については、市長の指示に従うこと。
 - 5) 雨水等の排水施設（側溝、ヒューム管等）を設置すること。
 - 6) 道路（建築基準法第42条第1項に定める道路）や公園と接する境界部には、必要に応じて外柵（高さ1.5以上のエキスパンドメタルフェンス）を設置すること。
 - 7) 整備は、市への引き継ぎまでに完了しておくこと。

公園の規模及び箇所数

表5-1

開発規模	公園規模	箇所数
0.3ha以上 1.0ha未満 (50戸以上 150戸未満)	100m ² 以上の公園	1箇所
1.0ha以上 5.0ha未満 (150戸以上 750戸未満)	300m ² 以上の公園	1箇所以上
5.0ha以上 (750戸以上)	別途協議	

遊 戯 施 設

表5-2

公園の種類	設置遊戯施設
児童遊園	砂場、ブランコ、すべり台、シーソー、低鉄棒、ベンチ、園門車止、柵、コンパン遊具、照明灯、散水栓、植栽、くず入等
街区公園	上記施設以外に鉄棒、ジャングルジム、ラダー、石の山、プレスカルプチャー、休憩所、球止ネット（運動広場のある場合）等
近隣公園	上記施設以外に噴水、野外卓、運動施設、トイレ、手洗場、花壇等

注) 砂場には、集水ます等排水施設を設けること。

公園等移管基準

- 1 開発指導要綱の公園等設置基準に基づき、市の指導が遵守されていること。
- 2 市へ所有権の移転登記が可能な状態になっていること。
 - (1) 所有権以外の権利が抹消されていること。
 - (2) 敷地境界の確定並びに現地での境界杭標による境界明示がなされていること。
 - (3) 所有権の移転登記に必要な図書一式が整理されていること。
- 3 設置遊戯施設の安全性並びに正常に機能することが確認できること。
- 4 植栽が良好な状態に整備・保全されていることが確認できること。
- 5 敷地及び隣接地の地盤の安定が確認できること。
- 6 排水施設や外柵等の付帯構造物が適正に整備されていることが確認できること。
- 7 その他市長が必要と認める事項を確認できること。

のり面の保護設置基準

開発行為によって、のり面等が生じる場合は、都市計画法第33条技術基準によるほか、石垣等を設置する場合は、宅地造成等規制法の基準を適用する。なお、のり面仕上げの場合は、風化侵食等に対処するため石張り、芝張り、モルタル吹付等によって保護すること。また、法じりには排水施設（U型側溝18cm以上）を設置すること。

集会所設置基準

集会所設置基準は、次のとおりとする。

- 1 計画戸数50戸以上100戸未満の開発事業については、市長が必要と認めるときは、市と協議のうえ集会所を設置することとする。
- 2 計画戸数が100戸以上の開発事業については、下記の表のとおりとする。

表8-1

計画戸数		100戸以上 250戸未満	250戸以上 400戸未満	400戸以上 550戸未満	550戸以上 700戸未満	700戸以上 1,000戸未満	1,000戸 以上
集会所	数	1か所	1か所	1～2か所	2～3か所	2～3か所	別途協議
	敷地面積	(計画戸数×1㎡) + (20㎡×集会所数)					

- 3 敷地面積は、一つの開発事業における最低限度の合計面積を示す。
- 4 集会所の建築面積は、設定敷地に定められた建ぺい率の最高限度を適用したものとすること。
- 5 所要室は、次のとおりとする。
 - ア 会議室（広間、和室又は洋室）
 - イ 湯沸室
 - ウ 便所（男女別、洋式）
 - エ 押入
 - オ 玄関
 （注）附帯設備器具一式を完備する。
- 6 付属設備は、次のとおりとする。
 - ア 自転車置場
 - イ 外灯
 - ウ 植栽
 - エ フェンス等
 - オ 備品等一式
- 7 設置については、大阪府福祉のまちづくり条例（平成4年大阪府条例第36号）により整備すること。
- 8 集会所の維持管理は、原則として開発事業の完了後に当該開発区域の土地の所有者又は建築物の所有者若しくは居住者となる者（以下、「譲受人等」という。）が行うこと。
- 9 譲受人等で組織する管理組合等の設立に当たっては、開発者が協力又は援助するものとし、集会所及びその用地を管理組合等に引き継ぐよう努めること。
- 10 共同住宅（マンション形式）における集会所設置についても、別途市長と協議するものとする。
なお、施設の維持管理については、入居者で組織する管理組合等又は開発者で行うこと。
- 11 その他、集会所設置について必要な事項等は、別途市長と協議するものとする。

広報施設等設置基準

- 1 広報板の設置基準は、次のとおりとする。

表 9 - 1

計画戸数	設置箇所数
400 戸以上	市長が必要と認めた場合 1 ヶ所

なお、広報板の構造は、図 9 - 1 のとおりとする。

- 2 防災行政無線装置の設置箇所数は、次のとおりとする。

表 9 - 2

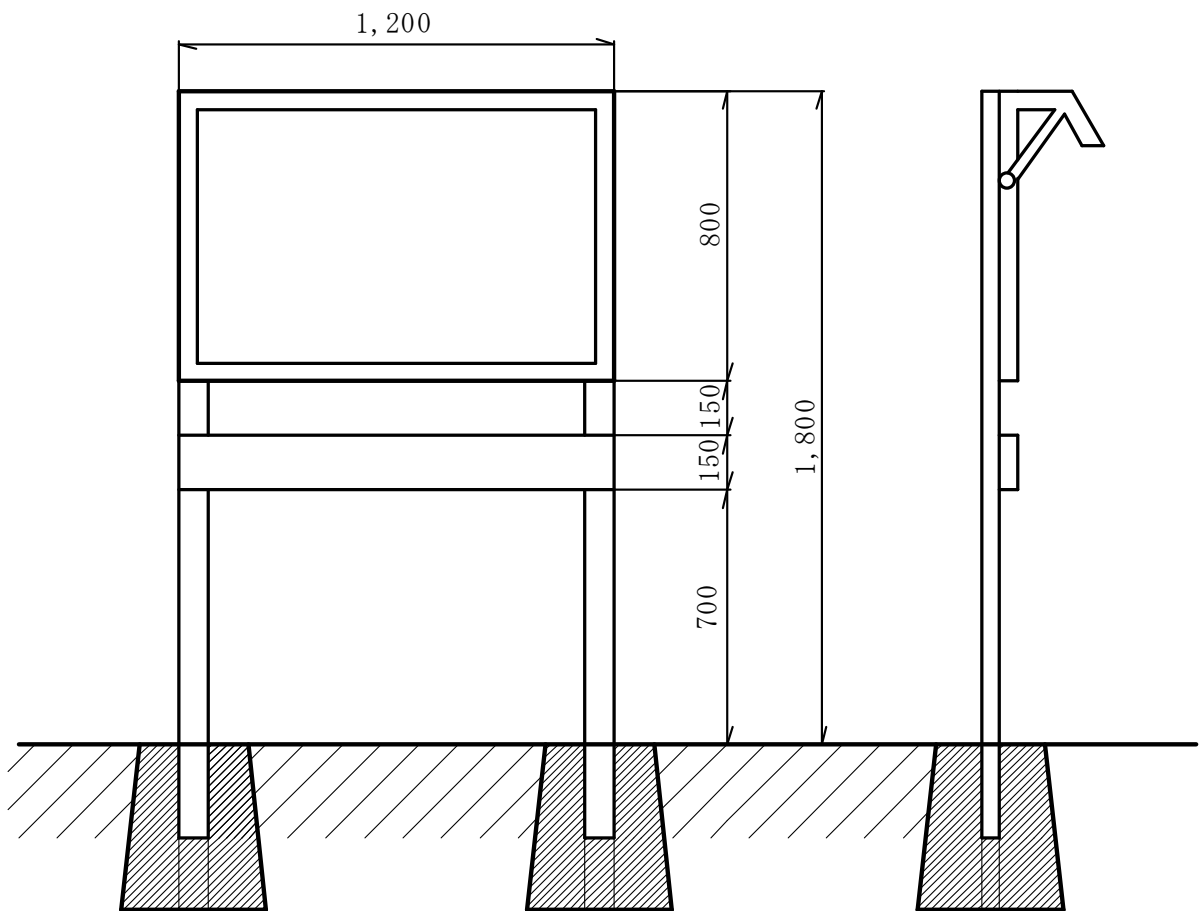
設置基準	設置箇所数
240 戸未満又は 8 ha 未満の開発	市長が必要と認めた場合 1 箇所
240 戸以上又は 8 ha 以上の開発	240 戸に 1 箇所を基準とし、市長が必要と認めた数

- 3 広報施設等の設置場所については、事前に市長と協議すること。

広報板明細図

図9-1

(単位：mm)

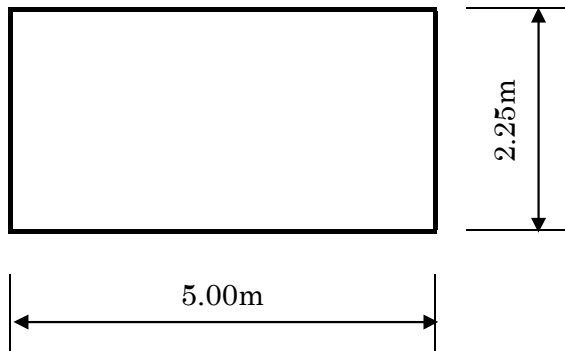


- ※ 広告面については、別途指示する。
- | | |
|----|----------------|
| 仕様 | 屋根・アルミ材 |
| | 柱　　・角パイプ（ステン） |
| | 貼板面・耐水ベニヤ |
| | 広告面・亜鉛鉄板焼付OP仕上 |

駐車駐輪施設設置基準

- 1 入居者の保有車両を小型車(道路運送車両法でいう)と想定し、1台当たりの占有面積は次図を基準とする。

図10-1

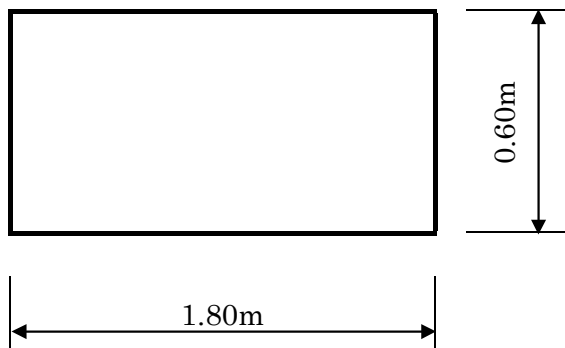


占有面積

$$5.0\text{m} \times 2.25\text{m} = 11.25\text{m}^2$$

- 2 駐輪場における1台当たりの占有面積は、次図を基準とする。

図10-2



占有面積

$$1.8\text{m} \times 0.6\text{m} = 1.08\text{m}^2$$

開発行為計画表示板設置基準

開発事業を行う場合は、下記図の表示板を設置しなければならない。



(注) 表示板は、風雨等で容易に破損又は倒壊しない材料及び構造により設置すること。

準工業地域表示板設置基準

